

北海道科学大学短期大学部日本学生支援機構 奨学生の推薦・選考基準内規

(目的)

第1条 この内規は、日本学生支援機構（以下「機構」という。）が奨学生推薦・選考基準に
関し定めるもののほか、北海道科学大学短期大学部において、推薦・選考を公平かつ円滑に行
うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(学力の推薦・選考基準)

第2条 推薦・選考の対象者は、次に該当する者とする。

(1) 学科1年生に在学する者

第一種は高等学校最終2カ年の全履修科目の評定平均値が3.5以上とする。第二種は選考
基準を設けないものとする

(2) 学科2年生に在学する者

第一種は入学後の学業成績のGPA-Tによる順位が本人の属する学科の上位3分の1以内と
する。第二種は選考基準を設けないものとする

(家計の推薦・選考基準)

第3条 機構が定める第一種認定所得金額又は第二種認定所得金額がそれぞれの収入基準額を
超えないものとする。

(特例推薦)

第4条 機構が定める特例推薦に該当する者は、第一種の学力推薦基準又は家計推薦基準にい
ずれか一方が合致しない場合でも推薦することができる。

(推薦・選考方法)

第5条 機構が定める家計の基準額算定法式（収入基準額－認定所得金額）の順位により学生
支援委員会が推薦・選考し、学長が決定する。

(緊急採用及び応急採用)

第6条 学力の推薦・選考基準は設けないものとする。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、学生支援委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

1 この内規は、平成17年4月1日から施行する。なお、「北海道自動車短期大学奨学生選考に
関する取扱内規」は廃止する。

1 この内規の改正は、平成22年4月1日から施行する。

第3編短期大学部 5-08 日本学生支援機構奨学生の推薦・選考基準内規

- 1 この内規の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、2019年4月1日から施行する。